

令和5年度事業計画

(自) 令和5年4月 1日

(至) 令和6年3月31日

公益財団法人 宮城県母子福祉連合会

[経営理念]

宮城県母子福祉連合会（以下「本会」という。）は、母子・父子寡婦福祉関係者及び行政等と連携し、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図る事業に取り組み、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進を目指す。この経営理念の実現を図るため令和5年度事業を実施する。

I 指定管理施設「宮城県母子・父子福祉センター」の運営

1 宮城県母子・父子福祉センター（以下「センター」という。）の管理運営（指定管理事業）

（1）施設の管理運営

- ①施設管理に係る研修会等を受講し、適切な維持管理を行う。
- ②施設の運営状況を把握し、適宜管理規程等を定期的に見直し、業務執行体制の改善を行う。
- ③個人情報の保護・管理を徹底する。
- ④指定管理業務の自己評価を行い、業務の適正な執行を行う。

（2）相談事業

- ①「一般相談」ひとり親家庭の親及び寡婦の就業、子育て、日常生活全般の相談に応じ、助言を行う。
- ②「ひとり親家庭等日曜電話相談」専門の相談員を配置し、実施する。
- ③「ひとり親家庭等特別相談」毎月第3木曜日に弁護士による法律相談を行う。

（3）利用者のサービス向上

- ① 受講の利便を図るため、就業支援講習会等を日曜日に開講し、併せて託児を行う。
- ② 就業支援講習会の周知を図るため、ホームページの他「県政だより、市町村だより」等の他の情報媒体を活用して広報する。
- ③ 就労、子育て、日常生活全般の問題について電話や来館による相談に応じ、助言等を行う。
- ④ 近隣の児童福祉施設等と連携し、施設の利活用拡大を図る。
- ⑤ 計画的にセンターの維持保守を図る。

（4）利用者の苦情、要望等の把握

- ① 苦情解決責任者を配置し、苦情等に迅速適切に対応する。
- ② 就業支援講習会等受講者にアンケートを実施し、意見・要望を踏まえ必要な改善に努める。
- ③ アンケート箱を常設し施設利用者の意見・要望を把握する。
- ④ 受講生と常にコミュニケーションを図り、意見・要望を把握する。

（5）施設の維持管理等

- ① 消防用設備保守点検等の法定点検、定期清掃等を行い、施設設備の維持・管理に努める。
- ② 施設内の除草、樹木の剪定等を行い、環境美化に努める。
- ③ 建物等に補修又は交換の工事等が生じた際は、速やかに県に工事施工を要望する。

2 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業（指定管理事業）

（1）就業支援事業

- ① ハローワーク、県福祉人材センター等と連携し雇用情報等の把握に努める。
- ② 適宜関連事業所を訪問し雇用情報を把握するとともに求人依頼を行う。
- ③ 就業支援講習会受講者の求職ニーズを把握し就業につなげる。
- ④ 相談者、本会無料職業相談所の求人登録者に対し職業紹介、求人情報の提供を行い求人企業と連携を図り就業につなげる。

（2）就業支援講習会等事業

- ① **就業転職等支援セミナー**を年7回程度開催する。

- ② **就業支援講習会の実施**

- i **パソコン講習**

ワード2019：3講座 [日曜コース（2講座）各15名・平日コース（1講座）15名]

エクセル2019：2講座 [日曜コース（1講座）15名・平日コース（1講座）15名]

- ii **介護職員初任者研修** [年2回、日曜日に開催・各20名]

- ③ 受講者の利便を図るため児童の**託児**（満3歳から小学3年生まで）を実施する。
- ④ 研修内容の見直しを行い、県及び仙台市に要望する。
- ⑤ パソコン研修室を研修受講生の自習用に提供し、受講生の学習時間確保の便宜を図る。

（3）就業情報提供事業

- ① 求職活動を支援するため、就業支援講習会修了者へ求人情報を適宜提供する。
- ② リーフレット、本会ホームページ等を活用し母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の周知を図る。

3 ひとり親家庭等電話相談事業（指定管理事業）

- ① 利用者の利便性を考慮し日曜日に電話相談を実施する。（再掲）
- ② 日曜日以外の日も一般相談として相談に応じる。（再掲）

II ひとり親家庭等及び寡婦の自立促進

1 仙台市就業支援講習会の受託（再掲）

- ① パソコン講習 ワード・エクセル2019：5講座 [日曜コース3回、平日コース2回 各7名程度]
- ② 介護職員初任者研修 [年2回、日曜日 各5名程度]
- ③ 受講の便宜のため託児（満3歳から小学3年生まで）を行う。

2 宮城県母子・父子福祉センター事業

ひとり親家庭生活支援事業

- ① ひとり親家庭等の社会福祉制度に係る普及啓発のため研修会等を実施する。
- ② ひとり親家庭等の就業相談に応じ、適宜助言・支援を行う。(再掲)
- ③ ひとり親家庭等及びその関係者からの各種相談に応じる電話相談を実施する。(再掲)

3 母子部活動の活性化

母子部自主活動推進

本会及び各地域団体（以下「母子会」という。）が協力し、県及び仙台市並びに県内市町村への要望活動を行う。また事務局が各市町村及び各市町村社協等の関係機関を訪問し連携を図る。母子会の活動に対して補助金交付要綱に基づき補助を行い、活動の一層の推進を図る。

各地域母子部の活性化に向けた情報交換の場を設け、母子部活動の充実を図る。

また、本会と母子会が連携して事業を行い、新規会員の加入を促進し組織の強化を図る。

Ⅲ ひとり親家庭等及び寡婦福祉情報発信

1 広報活動の強化

(1) 機関紙等の発行

- ① 本会機関紙「白百合」を発行し、一般県民及び行政機関等に対し本会の活動を広報する。
- ② 事務局だよりを発行し、一般県民及び行政機関等に対し本会の活動を広報する。

(2) HPによる情報提供

- ① 随時本会HPの更新を行い、本会の活動及び各種事業の広報を行う。
- ② HPのリンク先の開拓を図り本会の周知先を拡大する。

(3) リーフレットの活用等

- ① 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業のリーフレット等を県内市町村及び関係機関等へ配布し、就業支援情報及び就業自立支援センターの周知を図る。
- ② 児童扶養手当現況届提出時期に市町村を訪問し、来所する対象者へ本会の活動を広報し、併せて就業相談等に応じる。

Ⅳ 各地域団体活動支援

1 各母子会等の活動推進

(1) ひとり親家庭支援事業の推進

- ① ひとり親家庭親子交流事業に対する補助を行い、母子会の活動支援を行う。
- ② 全国母子寡婦福祉団体協議会主催「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」事業の実施に協力し、ひとり親家庭の教育費支援を行う。
- ③ 東北楽天ホームゲーム観戦招待を受け、各母子会等の希望者を募り親子交流の機会を提供する。

④ 県内のひとり親家庭の小学校新入生 **30** 名程度に入学を祝って**ランドセルを贈呈**し、ひとり親家庭を応援する。

② 親子交流事業等

i 親子交流・研修会等を通じ、親子の交流の機会を提供するため、リンゴ狩り、芋煮会及び親子日帰り旅行等の事業を実施する。

ii 民間企業、団体等からの各種事業開催に係る協力要請に積極的に応え、連携を図る。

③ 子育てや児童の学習に資する**図書を抽選で希望者に贈呈**する。

④ 「ふうどばんく東北 AGAIN」、「お寺おやつクラブ」等から食品類の提供を受け、受講生や、希望する生活困窮の個人会員、ひとり親家庭等に配布する。

(2) 要望活動

① 全国及びブロック研修大会の決議事項を踏まえ、**県や市町村へ要望活動**を行う。(再掲)

② 県社会福祉協議会を通じて**国及び県への要望**を行う。

(3) 広報活動の推進

① 各母子会活動の広報活動を支援するため**各母子会の機関紙発行経費を補助**する。

② **研修会等を広報**するため各市町村の広報紙や新聞各紙等の媒体を活用し広報を行う。また広報チラシを市町村、ハローワーク、子育て支援機関や協力を得られる関係機関へ配布し、幅広く広報に努める。

③ 児童扶養手当の現況届提出月である 8 月に各市町村母子福祉主管課の協力を得て県母連事務局及び各母子会が連携して各種広報活動を行う。(再掲)

(4) 母子会活動の充実・推進

① 全国母子寡婦福祉団体協議会 **2023 年度**全国統一活動テーマに沿って活動する**各母子会へ経費補助**を行う。

② 県内市町村ひとり親家庭担当部署及び関係機関を訪問し、当会の事業に係る広報を行い、各母子会の活動について協力要請を行う。

③ 会長又は副会長と当会事務局が各母子会を訪問し、各役員等と意見交換を行い、各母子会の運営支援を行う。

④ 母子会が組織されていない市町村に居住するひとり親に個人会員加入の勧誘を行い、会員の加入促進を図る。

⑤ 各母子会会長、各母子部代表者、各母子会庶務担当者の合同会議を開催して研修及び意見交換を行うことにより各母子会活動の充実、推進を図る。

⑥ リーダー研修会を開催し、リーダーの育成に努め各母子会の活性化を図る。

2 研修会等

(1) 全国、ブロック、県研修会

東北・北海道地区研修大会に参加し、母子寡婦福祉の最新情報を各母子会等へ周知し、情報の共有を図る。併せて参加経費の一部を補助する。

(2) 各種セミナー、研修会

関係機関と連携し各種セミナー、研修会を開催し、ひとり親へ福祉制度の情報を提供する。

(3) 参考資料等配布

行政等で作成している各種資料を希望者へ配布し、福祉制度の普及啓発を図る。

V 適正な法人運営

1 経営の充実・強化

- ① 予算の効果的、効率的な執行に努める。
- ② 指定管理業務の自己評価を行い、今後の業務執行に反映させる。
- ③ 個人情報の保護管理を徹底する。
- ④ 自動販売機事業を継続し、併せて販売機設置箇所の拡大を図る。
- ⑤ 賛助会員の勧誘に努め、本会への支援者を確保する。
- ⑥ ホームページ及び機関紙等により本会事業の広報を積極的に行う。

2 指定管理者

センター指定管理者として常に事業運営を検証し、事業の適正な執行を図る。(指定期間：令和2年度～令和6年度)

なお、県では当センターを含め、県の老朽化施設の再編統合を進めているので随時情報を収集し、県からの照会、問合せに対応する。

3 法人の運営

- ① 県の担当部署の指導を受けながら公益財団法人として適正な管理運営を実施する。
- ② 理事会、評議員会を定期的で開催し、本会の適正な運営を図る。
- ③ 監事による監査を実施し事業執行状況及び収支状況を点検し、本会の適正な運営を図る。
- ④ 定期的に各母子会会長及び庶務担当者等の合同会議を開催し、各母子会の活動状況を把握すると共に相互連携を図ることにより、各団体の活性化を図る。(再掲)
- ⑤ 会長、副会長会議を開催し、適正な法人運営を図る。母子会会長会議及び母子部代表者会議を行い情報交換を図り加盟団体の活性化を図る。
- ⑥ 職員の資質向上を図るため、職員研修や研修会への参加に努める。
- ⑦ 個人会員の入会を推進し、個人会員を対象にした事業を実施する。